省令

○総務省
危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令　七一　日号外　四　145　一
普通交付税に関する省令の一部を改正する省令　七二　二三　158　一
地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令　七三　二三　158　一
地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令　七四　二三　158　九五
電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令　七五　二三　158　九五
地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令　七六　二六　一
○総務省、外務省
平成二十五年七月二十八日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙及びこれと同日に行われる衆議院議員又は参議院議員の選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令　二　一　166　二八
○財務省
財務省組織規則の一部を改正する省令　四六　一　141　二
租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令　四七　一　141　二
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令　四八　一　141　一一
一次産品のための共通基金への加盟に伴う国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令　四九　一　141　一一
労働安全衛生規則等の一部を改正する省令　八九　八　一
○厚生労働省
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令　九〇　一一　二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令　九一　二三　二
食品衛生法施行規則の一部を改正する省令　九二　二四　一
船員保険法施行規則の一部を改正する省令　九三　二六　162　一六
○農林水産省
農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令　五四　四　二
指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令　五五　三一　二
電気用品安全法施行規則の一部を改正する省令　三三　一　141　一四
電気用品の技術上の基準を定める省令の全部を改正する省令　三四　一　141　二三
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令　三五　一　141　二三
原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う経済産業省関係省令の整理等に関する省令　三六　一　141　二四
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令　三七　八　二
○経済産業省
河川法施行規則等の一部を改正する省令　五九　一二　四　146　一
○国土交通省
地方整備局組織規則の一部を改正する省令　六〇　九　一
建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令　六一　一二　152　二
装置型式指定規則の一部を改正する省令　六二　一二　152　五
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則　六三　二四　160　一

規則

○人事院
人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則　九―一七―一三四　一　三
人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則　九―一二三―一二　一　三
人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を改正する人事院規則　九―四二―三三　一一　三
人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則　一一―八―三二　一一　三
人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則　一七―〇―一〇七　一九　三
○国家公安委員会
警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則　八　五　四
警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則　九　九　一

訓令

○外務省
領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令　一〇　一　三

告示

○内閣府
構造改革特別区域計画を認定した件　一一五―一一五九　一二　152　六
構造改革特別区域計画の変更を認定した件　一一六―一一六〇　一二　152　六
地域再生計画を認定した件　一一六―一一六五　一二　152　七
地域再生計画の変更を認定した件　一一八―一一八八　一二　152　九
総合特別区域計画を認定した件　一一八―一一八九二　一二　152　九
総合特別区域計画の変更を認定した件　一一九―二〇〇三　一二　152　一〇
○宮内庁
平成二十六年歌会始お題「静」の詠進歌の選者が定められた件　六　一　三
天皇皇后両陛下は福島県へ、引き続き、那須御用邸へ行幸啓になる件　七　一二　五
○公正取引委員会、消費者庁
はちみつ類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　二　一六　一
○国家公安委員会
道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　二三　一　三
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示　二四　二三　二